

血染めの石油の公共哲学

——L・ウェナーと石油依存の道徳的意味——

木山幸輔

I. はじめに

今を生きる我々の生は石油(原油)に囲まれている。日々軽油で動くバスに揺られプラスチック樹脂のキーボードを打つ我々の多くは、石油由来のもの、あるいは生産に石油が使われたものの抜きに生きる姿を想像もできない。他方で、我々の生を支える石油は、石油輸出国にとっては恵みではなく呪いなのだという議論も、「資源(特に石油)の呪い(resource/oil curse)」という言葉とともに知られるようになった。(特に計量経済学・政治学においては、資源産出が産出国の経済成長・民主化・女性の地位向上にもつ影響について研究が蓄積されている。(e.g. Ross [2012])。)しかし、資源の呪いに至るメカニズム、その道徳的意味の探求が豊かではないことは、我々の生に道徳的に後ろめたいものがあるのではないか、そうした疑念が澱のように溜まりうる中では望まれる事態ではないだろう。本稿では、そうしたメカニズムの道徳的意味を、特に「人民の資源への主権」という原理の違背という観点から説明する政治哲学者L・ウェナーの近著『血に染まった石油』の探求の跡を紹介し、その後彼の議論を検討することを通じて我々の生が石油に依存することの道徳的意味を考えたい(書評対象: Wenar [2016]以下BO)。

II. 『血に染まった石油』の骨子

II.1. 実効性のルールあるいは「力は正義なり」の原則

総計550頁を超えるBOの一貫した主張は、石

油輸入国の消費者は、道徳的汚点をもつ(tainted)石油を供給する権威主義体制の抑圧的エリートと法的関係を結んでしまっており、それを変革しなければならない、というものだ(e.g. BO: xlv)。BOの論じるところ、この抑圧的エリートと消費者の関係は、17世紀以来のウェストファリア体制における法的ルールであった「実効性(effectiveness)のルール」あるいは「力は正義なり(might makes right)」の原則が、資源貿易については残存していることから生じる(e.g. BO: xlv, 74-5)。このルールにおいては、あるレジーム——強制力を行使する統治者(BO: 211)——は、実効的に強制的権力を行使しうる限りで、その正しさ／権利(right)を認められる。このルールは、植民地獲得の禁止をはじめ、第2次大戦後に多くの領域で失効したにも拘らず、資源貿易については現在の国際的ルールとして法の中に残存している。つまり、レジームの人民(people)に対する強制的支配が、レジームが資源をコントロールする法的権利を導き出してしまっている、というのだ(e.g. BO: xlv, 173)。これは我々の日常生活においても、購買した製品——例えばスマートフォン——の所有についての我々の法的権原が、その製品の取得までの過程が問われることなしに——たとえレジームによる人々からの原料の略奪がそこに存在していても——保持されることに象徴される(BO: 103)。

II.2. 実効性のルールが人民主権と人権を裏切る

資源についての実効性のルールが問題であるのは、それが人民主権と人権を裏切るからだ。人民主権とは「当該国の人民がその国をコントロールすべき」という発想であるが(BO: 169)、BOの指摘するところ、名目としては我々は既に資源について、レジームではなく人民が主権をもつことを承認している。殆ど全ての国は、人民の資源への主権(popular resource sovereignty)を謳う国際人権規約に批准し(A規約1条2項、B規約1条2項及び47条)、それを既に承認している。しかし現実には、人民主権は資源取引において権威主義的レジームが人民の代表として承認されることで裏切られ、そして権威主義レジームによる人権——統治者への抗権力(counter power)として広く承認されているもの(BO: 74-5)——の侵害は永続している。

資源が、特に「弱い人民」の国において人権侵害を引き起こすのは、BOが「シュンペーター・プロセス」と呼ぶもの——市民からの税金と引き換えに、統治者が自身の権力の制限を認め市民に政治的権限が与えられるというプロセス(BO: 18)——が、そこで掘り崩されるからだ。実効性ルールのもとでは、領土内で強制的権力を実効的に有するなら、弱者を統治において分割し劣位におく抑圧的エリートに対しても資源取引によるレントが与えられ(BO: 24-5, 73)、シュンペーター・プロセスが機能しなくなってしまう。権威主義の永続への資源貿易を通じた輸入国の寄与は、抑圧される人々の人権という既に殆ど全ての国が承認している規範を裏切り、また資源に対して主権をもつべき人民から主権を奪いつつ人民を一層弱体化させる(BO: 60, 119, 121)。同時に、輸入国の消費者を他国の権威主義と法的に結びつけ(BO: xlv-xlvi)、彼(女)らを世界の最も暴力的な人間との不正な関係に巻き込んでしまう点でも悲劇的である(BO: 74-5, 118, cf. 249-52)。

II.3. 人民主権のために：変革の提案

このような関係を改善するためにBOが持ち出す原理は、改めて人民主権である。人民主権の中核的要素としての「人民は自身を統治すべきである」という内的自己決定(BO: 174)は、統治者と被治者が分断されることによって達成されていない。その大きな要因とBOがみるのが、レジームと人民を等値してしまう輸入国の態度である(BO: 213)。もしレジーム(=強制力ある統治者)を人民と等値してしまうなら、人民主権の名によるレジームの権力制限の余地が論理的に失われる(BO: 214)。人民の資源への主権を謳う人権条約は、人民が資源への究極の権威であり、レジームはそれを委託されたエージェントだとしていると読まれねばならない(BO: 215)。では輸出国のレジームが資源管理について人民により委託あるいは認証(authorization)されていると輸入国が判断するためには何が必要なのか。BOは、輸出国の市民による1.資源についての情報へのアクセス、2. レジームの資源管理についての強制なき承認、3. 資源管理についての熟議可能性、4. 資源管理への異論可能性、という4条件を挙げる(BO: 227-8)。そして、これらの4条件は、資源輸出国でミニマルな市民的自由・政治的権利が市民により享受されることを求め、その享受の如何によってそれらの条件が充たされているか判断される(BO: 235-8, 242)。

では、市民的自由・政治的権利の指標から人民の資源への主権が達成されていないと判断された国で、それはいかに達成しうるか。人民主権の達成にあたりBOが強調するのは、輸入国の国内法こそが、実効性ルールを永続させていることである。つまり輸入国の国内法が、レジームが人民から奪った資源を用いて作られた製品に、その購買への法的権原を与えてしまっている(BO: 103, 108)。しかし、これは自明ではないし変革することも可能である。歴史的に見れば

ば、資源より他の領域における実効性ルール——例えば力による領土獲得(併合・植民地支配)、人間獲得(奴隷制)、文化品獲得(戦利品強奪)——は、その道徳的汚点が認知されたのちに抜け出されてきた。「資源を独裁者から買うこと」は我々の現在の選択にすぎず、それは変革できる(BO: 131, 312, 334)。

BOは、道徳的汚点をもつ資源を購買しない、という変革へ向け以下のような提案をなす。第1に、人民の所有権を侵害する形で存在する権威主義体制に対しては、その石油が購買されなくなる政策の輸入国の法における採用を提案する(BO: 264)。例えば、市民的自由と政治的権利の指標を満たさない石油産出国に対し、そのような国を貿易相手としないクリーン貿易法を採用すべきである(BO: 285)。第2に、レジームの人民への答責性が十分ではない国々に対しては、人民の強化へ向けた政策——例えば資源輸入への支払いを政府に対してではなく市民が平等なシェアを持つ人民ファンドに支払う、といった施策群——の輸入国の法における採用を提案する(BO: 319-329)。

Ⅲ. ウェナーの議論の独自性：人民の資源への主権の強調

こうしたBOの議論の独自性は、第1に、資源が呪いとなるメカニズムが現行国際社会において資源について以外では既に採用されている道徳原則——「力は正義でない」——からの逸脱であることを明らかにし、その逸脱の修正が可能であることを歴史的な経験から示していることに求められる。これは、過去に実効性ルールから抜け出した歴史的経験を丹念に調べつつ、我々の道徳的原則の一貫性を求めるBOの魅力の真骨頂である。

第2に、より論争的な独自性として、BOにおいては、資源の呪いに言及する先行の規範理論的研究と異なり、資源についての人民主権の

強調が行われる。例えばポグゲとの差異を考えるなら、天然資源の所有権は人民ではなく人間全体にあるとしそこからの人民の資源への主権の制約を認めるポグゲに対し、BOは、それは現在において抗権力とならず、非生産的でもあると論じる(BO: 346)。BOによれば、現在の世界においては人民主権こそが(権威主義のような)権力への抗権力となるのに、資源を人間全体による「地球の共通の所有権」の対象としてしまつては、植民地支配の経験が残る人々——例えばジンバブエの人々——に、達成してきた人民の資源への主権を奪い取る植民地支配の再来だ、と捉えられるおそれがあり、生産的なものではない(BO: 348-9)。我々は人々の共通の信念として成立している原理に依拠しなければならない。それは「人間全体」による資源の所有権のようなものではありえず、人民の資源への主権こそがそのような原理として受容される(BO: 349)。

このように、BOにおいては、国家という単位で勝ち取られ(BO: 198)人々により価値が置かれているという国家中心的制約から、人民主権の価値が述べられる。しかし、資源の所有権の構想にあたり、国家中心的制約を受けるべきかは自明ではない。そもそも現在受容されている原理とは距離のある道徳原理も、行為の指針を提供することはできるし、人々の現在の受容を所与としてしまえば現行の状況を変革することはできない(Valentini [2011: 33])。現在受容されていない道徳原理——我々の文脈では資源の人間全体による所有——が非生産的だとする批判には、それは原理の適用——例えばジンバブエの人々に資源を奪い取るものだと捉えさせる適用案——における失敗でしかないとし、原理自体は依然として人々の行為が目指すべき目標を提示できる、と返答ができる(cf. Valentini [2011: 35-8])。具体例を考えれば、ジンバブエの人々に、彼らが獲得した人民の資源への主権

は、「人間全体」による資源への所有権が植民地支配において侵害される中「人間全体」による所有権から当時の状況において適切な形で導かれた下位の規範なのだ、と捉えるよう語りかけることが、彼らの信念の変容をもたらしつつ行為指針を提示する可能性は否定できず、国家中心的制約によるポグゲへの批判が適切かは疑わしい。

IV. 国家中心的世界の人権？

BOにおける国家中心性は、人民主権にのみ現れるのではない。それが特に明瞭に現れ、問題含みであると思われるのが、BOの人権についての立場である。ウェナーは人権に関してabの2つの主張をなしている。

IV.1. 2つの国家中心性

a 人権は国家による侵害に対する規範だと捉えられる

BOにおいてこれは石油輸出国における人権に関わる。以下、確認しよう。BOは、人権を「国家の権力に対抗するもの」(BO: 267)、法を制定する統治者への「抗権力規範」(BO: 170)だと述べる。これは人権宣言後、国際人権法により、人権の問題は国内問題にすぎないと統治者がすることはできず、人権の問題は国家の主権制約に至りうるとされたことから確認される(BO: 74-5)。「人権法の主眼は、統治者も被治者に対し行ってはならない事柄があり…、また統治者が被治者に行わなければならない事柄がある、と主張することだ」(BO: 75)。BOはそう機能する人権は「レジームに対する権利」(BO: 214)なのだと言明する。

ではaの主張は適切だろうか。まず、統治者への抗権力規範としての人権、という像が描かれる時、この像には「国家の統治者のみが人権を侵害する」という人権の性質についての主張a-1が含まれる⁽¹⁾。しかしa-1の採用は適切では

ない。これはa-1の採用が齎す困難を見ることで明らかとなる。すなわち、ある個人に対する同一の危害であっても同一の(人権侵害という)範疇から逸脱してしまいうるという問題である。a-1を採用するためには、統治者の行為に言及した人権侵害の成立条件の構想がなされなければならない。例えば、a-1をウェナー以前に擁護していたT・ポグゲ——特にPogge [2008]初版における彼——は、人権侵害が成立するためには公算(probability)、つまり諸個人が危害を受けるリスクがある閾値以上存在することを、人権侵害の成立のために必要だとした。かつてウェナーはこのような構想では、例えばインド政府の統治者(公務員)が人口13億人を超えるインド国民のうち10人に個人的享楽のために拷問を加えたとしても、その閾値を超えず人権侵害を構成しないだろう、と批判し、公算条件を排除した人権侵害の成立条件——統治者が自身の目標により拷問する時には人権が侵害される——を示した(Wenar [2005: 289-90])。ウェナーがポグゲについて問題だとしたのは、10人にとって拷問が起こっているにも拘らず拷問されない権利は侵害されていないということになってしまい(Wenar [2005: 289])、同一の危害であるのに同一の範疇——拷問であれば人権侵害——としてカウントされなくなってしまうと考えたからだ。しかし、人権に関し同一の危害が同一の範疇から逸脱してしまう、という問題は、a-1を採る限り存在し続ける。なぜなら、統治者以外の主体であっても統治者と同一の危害を与えうるからだ。例えば、軍閥、マフィア、猟奇的サディストなども拷問をしようが、この時に害される個人の利益は統治者による場合と同一である。これに対してa-1の擁護者は、軍閥などによる拷問を防げていないことは、統治者が本来なすべきことをなしていない無力による、と応答し、統治者の無力を危害と記述し直すことでa-1の維持を試みることはできるが(Wenar

[2005: 289])、この応答は適切とは言い難い。

第1に、なぜ軍閥による拷問を防いでいないことは国家の統治者の危害なのだろうか。なぜ国家は登場しなければならないのか。個人にとっての同一の危害の回避、という観点からすれば、軍閥による拷問の不在は様々な実効的な回路でもたらされうる。これには、軍閥の拷問への態度の変化から、国連軍が拷問を防ぐことまで考えられる。こうした中、当該の拷問を国家の統治者の無力に求める時には、人権の侵害に関するa(a-1含)に加え、「国家のみが人権がその保護を眼目とする利益保護を達成するものとして捉えられる」という人権の達成に関する主張a'をも主張することになる。ウェナーはa'の正当化について、人権保障の「適理的保証」をなすのは現在国家のみだとする自身の現状認識(BO: 199-200)を示すが、国家より他の回路を通じた実効的な人権達成も描きうる以上a'の採用が適切とは考え難い。

第2に、統治者による危害のみを人権侵害と捉えることは、結局拷問により侵害される諸個人の利益は同一であるにも拘らず、人権の名で非難される対象がその危害を加えている者ではない、という事態を生起させ、当該状況改善への動機付けが低減されてしまう。つまり、軍閥が拷問を行なっている場合でも、侵害者が統治者であるとされるなら、軍閥それ自身は、人権の言語による批判を自らに対するものではないものとして扱うことになる。これが問題であるのは、拷問という当該状況への軍閥の配慮を低減させ——例えば軍閥が統治者と対立している場合には人権侵害の汚名は統治者にのみ降りかかる——、実効的に(人権がその保護を眼目とする)利益状況改善に貢献できる主体からその履行の動機付けを奪い、当該状況の改善に非効率であるからだ。

以上から、人権の侵害・達成は、国家のみがなすのではなく非国家主体もなすうと捉

えられるべきである。

b 石油輸入国は国家(自国)の法を通じて輸出国の人権を達成するべきである

人権に関する国家中心性は、bの形をとって人権侵害状況へBOの提示する変革案にも現れている。BOは非国家主体の行為ではなく国家の法の重要性を強調する。「世界の天然資源貿易について全員が知るべき決定的な事実は、今日最も重要なのは、企業ではなく国である、ということ」(BO: p.xl)であり、これが彼をしてBOの変革案としてクリーン貿易法のような輸入国での種々の法(II.3参照)を提言させるに至っている。

しかし、このような輸入国の法を通じた変革案への焦点化は適切とは思われない。ウェナー自身、法を通じない非国家主体の行為の回路——例えば投資者や消費者がクリーンな石油会社を選ぶこと(BO: 285-8)、製造に紛争関わっていないスマートフォンを買うこと(BO: 292)——も可能性として認識し一定程度評価するにも拘らず、それでも彼が国家の法変革に焦点化する理由として以下が推定できる。つまり、1. 市民の認識的保守主義——現在合法的なものには関心が向かない——による事態の改善の停滞(BO: 78)、2. 商品のサプライ・チェーンの中でどの商品が道徳的に汚点を持たされているかの追跡の困難さ(BO: xxiv)、といった問題に対処するには国家の法による違法化や、問題のある国家の名指しが最も良いと捉えられていることだ。しかし、これら2つの理由のどちらも適切とは言い難い。市民が現在合法とされている事態についてもその正当性を問い直して行くことは可能であるし——そうでなくてはかつて合法であった奴隷制すら廃止できなかったはずである——、道徳的汚点を把握する道筋として、その国家単位での市民的自由・政治的権利の指標の輸入国による把握のみが可能なのでなく、例えば紛争資源使用や権利侵害の内部告発や、

それらを公知できるNGOの存在など、個々の汚点の追跡を可能にする非国家的回路も存在しているからだ。

IV.2. abに抗して

さらに、国家以外の回路を通じて侵害され、達成されるものとして人権を捉えた方が、人権が保護を企図する利益の毀損状況をより実効的に改善できる。ウェナーは、クリーン貿易において国家単位での指標によって輸入国と貿易をなす資格を輸出国が保持・失効するかを判断することを提言するが(BO: 285)、これでは資格を持たないとされた国において人々の当該利益の毀損状況改善に向けて努力する人々・企業からも、輸出を通じてその潜勢力を拡大する機会が奪われてしまう。対照的に、国家単位で輸出資格を見るのではなく、抑圧的統治の中でも人権が保護を企図する利益のような道徳的考慮事項を保護・改善するアクター——それは国家以外

の主体によっても判断できる——との関わりを高く評価していけば、道徳的に「良い」アクターを涵養することができる。これにより、既にBOに対しなされた、そのクリーン貿易の提案では輸出国内部の弱者に負担がのしかかりうるという批判(Gochberg [2017: 109])を回避することもできる。

V. 終わりに

以上、BOの骨子を紹介し、その国家中心性について人権に関する点を中心に若干の検討を行った。我々の生は石油から逃れることなどできない。我々の生が資源についての「力は正義なり」によって後ろめたいものとされているなら、弱者を弱者として永続せしめる貿易から抜け出すことへの多様な——国家のみならず市民、企業、NGOなどの——実践的な知が求められている。

註

1. ここで、以下の点に留意されたい。第1に、BOにおける「統治者」「レジーム」の語は、後に参照するWenar [2005]における「国家公務員」と意味内容が同一と考えられるため、本節では「統治者」に統一し用いている。例えばBOはレジームの語に「統治する公務員、当該領土内における支配的な強制的権力を行使する者」(BO: 211)との定義を与え、BO: 75, 147もWenar [2005: 286]も同様に、統治者/国家公務員の語で、人権宣言などの人権規範がしなければならない/してはならないことを指令する対象について描いている。第2に、本稿はBOにおいてaにa-1が含意されていると解するが、それはBO: 150において人権の性質として「世界中における正統な統治の基準 (legitimate rule worldwide)」であることが示されており、統治の正統性が家族や企業などと結びつくとは考え難いことによる。

文献

- Gochberg, William (2017) "Blood Oil," *Ethics & International Affairs*, 31(1): 107-109.
- Pogge, Thomas ([2002]2008) *World Poverty and Human Rights (2nd Edition)*, Cambridge: Polity.
- Ross, Michael (2012) *The Oil Curse*, Princeton: Princeton University Press.
- Valentini, Laura (2011) *Justice in a Globalized World*, Oxford: Oxford University Press.
- Wenar, Leif (2005) "The Nature of Human Rights," in Andreas Føllesdal & Thomas Pogge (eds.), *Real World*

Justice, Dordrecht: Springer, 285-93.

Wenar, Leif (2016) *Blood Oil: Tyrants, Violence, and the Rules that Run the World*, Oxford: Oxford University Press.

※本稿はJSPS科学研究費補助金17J01095の助成による成果の一部である。

※本稿の修正において、峯陽一先生、松原隆一郎先生とそのゼミ生、匿名のお二人の査読者から有益な助言を頂いた。記して感謝する。